

『広域地方計画』と『地方ブロックにおける社会資本整備重点計画』の関係

- 『広域地方計画』は、対流促進型国土の形成に向けて、各広域ブロックの将来像や地域戦略等について示すもの。
- 『地方ブロックにおける社会資本整備重点計画(地方重点計画)』は、『広域地方計画』と調和を図り、各地方においてストック効果の最大化に向けた取組など、社会資本整備の重点事項等について示すもの。

	広域地方計画 ～長期的な広域ブロックづくりの指針～	地方重点計画 ～地方ブロックにおける社会資本整備の具体的計画～
目的	新たな国土形成計画(全国計画)が目指す『対流促進型国土』の形成に向けて、広域ブロックにおける <u>国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画</u> として定めるもの。	社会資本整備重点計画に基づき、各地方の特性に応じて社会資本を重点的、効率的、効果的に整備するため、広域地方計画と調和を図り、地方ブロックにおける <u>社会資本整備の具体的な計画</u> として定めるもの。
計画の対象	<u>国土の利用、整備及び保全に関する</u> 府省にまたがる <u>施策全般</u>	道路、空港、港湾、下水道、河川等の <u>社会資本整備事業</u>
計画期間	今後 <u>概ね10年間</u>	<u>H32年度までの約5年間</u>
対象地域	<u>全国8ブロック</u> (北陸圏は富山・石川・福井の3県) (東北圏は、新潟県を含む7県)	広域地方計画の8ブロックに北海道と沖縄を加えた <u>全国10ブロック</u> (北陸ブロックは、新潟、富山、石川、福井の4県に雪国である共通の気候風土や日本海沿岸との結びつきの強い山形、福島、長野、岐阜の一部を加えた8県)
根拠法等	国土形成計画法	社会資本整備重点計画(閣議決定)
計画に盛込む内容(案)	○国土の形成に関する方針 ○国土の形成に関する目標 ○目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策(広域プロジェクト) ◇ハード・ソフト一体となった施策パッケージ ◇広域プロジェクトを支える必要不可欠な広域性のある事業の中から代表的な事業を記載	○現状と主要課題 ○目指すべき将来の姿と社会資本整備の基本戦略 ○社会資本整備の重点目標とプロジェクト ◇プロジェクト毎に「課題と目指す姿」「重点施策」「指標」「主要取組」を一連のストーリーとしてとりまとめ ◇「安全安心」「生活」「成長」について、選択と集中の徹底を図ると共に、「賢く使う取組」「集約・再編」事業を重点取組として記載 ◇取組の時間軸を明確化し、ストック効果を見える化